

様式第1-8号〔賃金助成及び実施助成の内訳〕（裏面）

記入上の注意

- 1 1欄は、労働局長の確認を受けた「非正規雇用労働者育成支援奨励金(一般職業訓練)計画届」又は「非正規雇用労働者育成奨励金(有期実習型訓練)計画届」の受理番号を記載してください。
 - 2 2欄は、該当する欄に☑をつけてください。
 - 3 3欄は、助成対象労働者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記載してください。なお、助成対象労働者が雇用保険被保険者でない場合は、被保険者番号の記載は必要ありません。
 - 4 4欄は、助成対象労働者ごとの助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
(例) 助成対象となる訓練時間数が12時間20分だった場合
助成対象となる訓練時間数=12 20/60時間
 - 5 5欄は、有期実習型訓練を実施した場合に、助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
 - 6 6欄は、4欄の合計と賃金助成額を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。助成単価については、中小企業又は大企業に☑をつけてください。また、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となりますので、ご注意ください。
 - 7 7欄は、5欄の合計と実施助成額を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。また、1人1コースあたりの助成時間の上限は680時間となりますので、ご注意ください。
- ※1 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に変換すること等を目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる実施する職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。
- ※2 「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。
- ※3 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
- ※4 「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。
- ※5 「助成対象労働者」とは、訓練コースの計画数（OFF-JTとOJTのそれぞれの時間数）の8割以上出席した者のことをいいます。